

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

<p>食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等 (法制化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ・食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進 (環境・人権、農業者との連携等) 等 	<p>令和7年中の法案国会提出</p>
<p>人口減少下における農業用インフラの保安全管理 (土地改良法制の見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ・末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 ・災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加 等 	<p>令和7年中の法案国会提出</p>
<p>環境負荷低減の取組推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施 (令和6年度から試行実施中) ・更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設 (令和9年度以降を想定) ・消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年～クロスコンプライアンス実施 ・令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し

<p>令和6年通常国会に法案を提出</p> <p>食料供給困難事態への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等 	<p>法案の成立状況を踏まえて対応</p>	<p>令和7年中国の基本方針策定</p>
<p>人・農地の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 ・地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ・令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月末まで地域計画の策定 ・令和7年中国の基本指針策定
<p>スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定 (基本方針の策定) ・農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 ・リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進 等 		<p>令和6年中国の基本方針策定</p>

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施